

地域審議会公募委員の募集

市では、市民皆さんの声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現するため、平成17年度から旧町域ごとに「地域審議会」を設置しています。今回、委員の任期が3月で終了することに伴い、地域審議会委員を募集します。

【募集人員】 5人以内（旧町域ごと）

【応募資格】

- ①応募する地域審議会の設置区域内に住所を有し、現に居住していて、平成19年4月1日現在、満20歳以上で、4月1日以降も応募する地域審議会の設置区域内に引き続き居住する人
- ②登米市のまちづくりに関心のある人
- ③公共性の観点から意見を述べられる人
- ④登米市の職員および市議会議員でない人

【任期】 2年間（平成19年4月1日～平成21年3月31日）

【役割】

- ◆市長の諮問に応じて答申をします。
 - ①新市建設計画の変更に関する事項
 - ②新市建設計画の執行状況に関する事項
 - ③新市の基本構想の作成および変更に関する事項
 - ④その他市長が必要と認める事項
- ◆必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べます。

【組織】

旧町域ごとに、区長、公共的団体関係者、学識経験者、公募（5人以内）の15人以内の委員で構成されます。

【応募方法】

下記の事項を記載した「応募申込書」と「作文」を郵送または持参により、各総合支所地域生活課に提出してください。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください

- (ア) 住所・氏名・電話番号・性別・生年月日
- (イ) 職業・勤務先
- (ウ) 経歴（職歴・学歴など参考となる事項）
- (エ) 地域での活動状況
- (オ) 応募した理由

※応募申込書は、各総合支所地域生活課に備え付けてあります。任意の様式でも可とします。

※作文は「登米市のまちづくりについて」と題し、400～800字程度。作文様式の定めはありませんので、原稿用紙などを使用してください。

【応募期間】 2月1日（木）～2月16日（金）必着

※郵送の場合は当日消印有効

【選考結果】 後日、応募者全員に通知します。

【応募先・問い合わせ】

各総合支所地域生活課 地域係

(仮称) 登米市協働のまちづくり指針 (案) に対する意見を募集

市では現在、登米市協働のまちづくり指針の策定に向けた準備を進めています。この指針は、市民と行政による協働のまちづくりを進めていくために策定するもので、今回その案がまとまりました。今後は、市民皆さんの意見を取り入れながら、指針案づくりを進めていきます。

【公表する関係資料】

(仮称) 登米市協働のまちづくり指針(案)

【関係資料の公表場所】

- ▶企画部企画調整課 まちづくり推進係(迫庁舎2階)
- ▶各総合支所地域生活課 地域係
- ▶市ホームページ

【提出方法】

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

意見提出の様式は自由ですが、いずれの方法でも、住所、氏名（団体名、企業の場合はその名称と代表者の氏名）、電話番号、性別、年齢を必ず記載してください。

【募集期限】 2月28日（水）必着

【その他】

- ①意見は、指針案の作成に向けて参考にさせていただきます。

②個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があります。

③皆さんからいただいた意見に対し、個々に回答はしません。

【提出先・問い合わせ】

企画部企画調整課 まちづくり推進係
〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

☎ 0220 (22) 2147

※電話による意見提出はできません

FAX 0220 (22) 9164

✉ kikakuchosei@city.tome.miyagi.jp

【URL】 <http://www.city.tome.miyagi.jp/>

※協働のまちづくりとは…共通の目的を実現するために、市民と行政が信頼と理解のもとに、お互いの特性や能力を生かしながら、連携、協力してまちづくりを進めていくことです。



介護サービスが必要になったら

～主なサービスと申請の方法～



わたしたちは誰もが年を取ります。毎日元気に生活ができればいいのですが、中には病気になったり身体機能が低下して、思うように体を動かすことができなくなったりする人がいます。その際、入浴や排泄の介助、調理や洗濯、掃除などの家事を手伝ってもらわなければならない状況になるかもしれません。しかし、最近は介護をする人の高齢化や核家族化も進み、家族だけで介護することは難しくなっています。そんなときには、介護保険制度を使い、さまざまなサービスを利用することができます。

どのようなサービスを受けることができるのかが知りたい、介護サービスについての話が聞きたいなど、介護の相談については各総合支所市民福祉課、市民生活部介護保険課のほか、各地域包括支援センターでもできます。

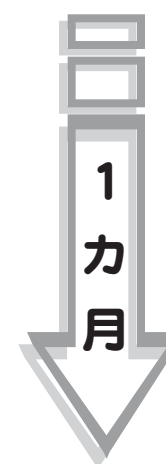
介護サービスが必要になったときには、要支援・要介護の認定を受けることが必要ですので、各総合支所市民福祉課などで認定の申請をしてください。

◇手続きの流れ

申請

申請は、各総合支所市民福祉課市民福祉係または市民生活部介護保険課（南方庁舎2階）でできます。本人のほか、家族や次の事業者などに申請の代行を依頼することができます。

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設



◇訪問調査

市の担当職員または市が調査委託した居宅支援事業者の職員が自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聴き取り調査をします。

◇主治医の意見書

市の依頼により、主治医が意見書を作成します。

審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、コンピューターによる一次判定、次に保健、医療、福祉の専門家による二次判定「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

決定

介護認定審査会で審査判定された結果に基づいて認定決定し、通知します。

- ◆要介護1～5と認定された人…自立した生活を支援するために、介護保険の介護サービスが利用できます。
- ◆要支援1、2と認定された人…心身の機能の維持・改善のために、介護保険の介護予防サービスが利用できます。
- ◆非該当となった人…介護や支援が必要となるおそれのある人に、地域包括支援センターが中心となって行う介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。

【問い合わせ】 各総合支所市民福祉課 市民福祉係
市民生活部介護保険課 認定審査係 ☎ 0220 (58) 2117